平成２６年（フ）第２５７号
神奈川県小田原市城山１丁目６番32号
破産者　有限会社きゃとるふぃーゆ
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６６８号
京都市中京区二条通河原町東入樋ノ口町459番地
破産者　有限会社アンジュナ・インターナショナル・コーポレーション
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６９９号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目23番地の２
破産者　株式会社大阪二葉
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７６２号
京都府長岡京市長法寺北畠20番地21
破産者　光徳石材株式会社
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３３９号
大阪府守口市高瀬町５丁目８番１号
破産者　株式会社伊藤ショウ
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７１号
岡山市北区大元駅前３番22―３号坂本アパート３号、旧住所岡山市北区平野172番地４
破産者　向井　正彦
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９７号
熊本県上天草市大矢野町上6543番地
破産者　有限会社大共建設
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６０１号
札幌市手稲区前田９条14丁目３番37号　ウエストポート914―101号
破産者　今府　充利
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７９号
札幌市豊平区旭町３丁目５番29号　メゾンドロンシャン１―201号
破産者　山本　健司
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３２９号
札幌市北区新川３条４丁目12番８号　フォレスタＡ１号
破産者　吉田　裕美
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２０号
仙台市青葉区吉成台２丁目23番32号
破産者　高橋　夏江
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
宮城県白石市字東大畑114番地２　国土交通省七ケ宿ダム管理所管理用宿舎203
破産者　牛間木奈美
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第４３号
宮城県角田市君萱字別当内74番地２
破産者　我妻　　勝
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第２６号
富山県下新川郡入善町椚山2602―３サニークエアＢ―201
破産者　田中　千博
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第２７７号
静岡市駿河区南町３番14―308号
破産者　石川　孝子
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８６号
静岡市駿河区中田３丁目７番26号　マンション石田Ａ―１、旧住所静岡市駿河区中田本町６番１号
破産者　塩澤　保久
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５６号
名古屋市中村区畑江通６丁目26番地の１　モンルポヤノネ801号、従前の住所名古屋市中村区城屋敷町４丁目18番地　川崎アパート１Ｆ
破産者　山田　　誠
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１５９号
愛知県あま市甚目寺松山98番地１　コーディア・Ｊ301号
破産者　川上　栄子
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１８４号
愛知県大府市共西町３丁目76番地　チタハイツ102号
破産者　二川目美枝子
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部